

有休は「取らせる」ものに。

青天井の残業時間に規制が！

いよいよ中小企業の猶予措置が終了。

「働き方改革」と経営を両立するには？

第一部 ～働き方改革関連法のポイントと実務対応～

2019年4月から「働き方改革関連法」が施行され、従業員を雇用する**全ての企業**が把握、対応を求められます。今回**多くの支援実績のある専門家**を講師に迎えて「働き方改革」のポイントを解説いたします。

- ◆働き方改革関連法の施行スケジュール
- ◆労働時間の上限規制と重要性を増す36協定の管理
- ◆年次有給休暇年間5日の取得義務化
- ◆同一労働同一賃金により見直しが迫られる非正規および継続雇用者の処遇
- ◆その他の論点
- ◆働き方改革楽しいですか？

※一部変更になる場合があります

第二部 ～「働き方改革」に対応する経営の取り組み方～

働き方改革の成功には、『**生産性向上**』が必要です。生産性向上の重要性とそのプロセスのポイントを専門コンサルタントが解説いたします。

- ◆「働き方改革」の本当の意味
- ◆「生産性向上」とは何か？
- ◆具体的な取り組み方の紹介
- ◆「生産性向上」を成功させるためには

第一部 講師

社会保険労務士

水野 浩志 氏



略歴

社会保険労務士法人LaLaコンサルティング 代表社員。水野行政書士事務所 所長。富山大学工学部卒業。2011年の試験で社会保険労務士と行政書士にW合格。その後、社会保険労務士事務所、労働局、年金事務所等で経験を積み、2013年に開業。社員の持ち味を活かす人材育成を基にした良い会社づくりの支援を行っている。北日本放送「KNB news every」のテレビ出演。労働新聞、企業実務、月刊ケアマネジャー等寄稿がある。

第二部 講師

株式会社みらいパートナーズ
(あいえず税理士法人グループ)

専門コンサルタント

質疑応答の時間を設けますので
疑問を残さずお帰り下さい

開催要領

- ◆日時 4月24日(水) 13:30～16:00 (開場 13:00～) 相談は16:10～
- ◆会場 あいえず税理士法人 1階セミナー室 富山市問屋町2丁目3番7号
※お申込み頂いた方には詳細な会場地図を送付します。 ◆定員 15名様 ※先着順
- ◆主催:あいえず税理士法人・株式会社みらいパートナーズ
富山市問屋町2丁目3番7号 TEL:076-452-2001(担当:西中)
- ◆共催:社会保険労務士法人 LaLaコンサルティング

お申込みは今すぐ

FAX:076-452-2011

| | | | |
|-------|---|------|--|
| 御社名 | | 代表者名 | |
| 所在地 | 〒 | | |
| 電話 | | FAX | |
| ご参加者名 | | お役職 | |
| ご参加者名 | | お役職 | |